

苫小牧工業高等専門学校個人情報管理要項

制 定 平成20年12月25日

一部改正 平成21年2月1日

一部改正 令和元年6月27日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の保有する個人情報の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年4月1日制定。以下「個人情報管理規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において用いる用語の定義は、個人情報管理規則に定めるところによる。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、個人情報管理規則、本要項及び関連する法令等に基づき、保有個人情報等の適切な管理等に努めなければならない。

(総括保護管理者)

第4条 個人情報管理規則第5条1項に定めるとおり総括保護管理者は、校長とする。
2 総括保護管理者は、本校における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第5条 個人情報管理規則第6条1項に定める保護管理者は、別表に定めるとおりとする。
2 保護管理者は、担当する範囲における保有個人情報等を適切に管理する任に当たる。

(保護担当者)

第6条 個人情報管理規則第7条1項に定める保護担当者は、別表に定めるとおりとする。
2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、担当する範囲における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(特定個人情報取扱担当者)

第6条の2 個人情報管理規則第7条の2第1項及び第2項に定める特定個人情報取扱担当者、特定個人情報の範囲及び取扱区域については別に定める。

(教育研修)

第7条 総括保護管理者及び保護管理者は、教職員に対し、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るため及び保有個人情報等の適切な管理等を行うため、必要な教育研修等の措置を講ずるものとする。

(複製等の制限)

第8条 個人情報管理規則第12条第3号に掲げる保有個人情報等が記録されている媒体の複製及び外部への送付又は持出し（以下「複製等」という。）については、原則として禁止する。

- 2 前項の規定にかかわらず業務上、止むを得ず複製等の許可が必要な場合は、総括保護管理者へ申請し、許可を得なければならない。
- 3 総括保護管理者は、前項により保有個人情報等の複製等の許可する場合、持出し等の後の管理等が正当かつ適切に行われることを確認しなければならない。

(媒体の管理等)

第9条 個人情報管理規則第14条に定める場所は、各課においては各事務室、各学科においては各教員室の管理保管できる書庫等とする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第10条 個人情報管理規則第16条に定める取扱い状況の記録については、保護管理者ごとに保有個人情報台帳（別紙様式）により行うものとする。

(個人情報ファイル簿)

第11条 総括保護管理者は、個人情報管理規則第20条に定める個人情報ファイル簿について、適切に管理及び運用しなければならない。

- 2 総括保護管理者は個人情報ファイル簿について、適切な管理及び運用のため、定期的に又は随時に更新しなければならない。

(情報システムにおける安全の確保等)

第12条 保護管理者は、情報システムを使用する保有個人情報等について、適切な管理運用を行うために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の安全管理)

第13条 保護管理者は、保有個人情報等を取扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等について、適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第14条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った教職員は、速やかに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、当該事案の内容、経緯、被害状況等を確認し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 3 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた際に、当該事案が特に重大と認める場合、事案の内容等に応じて、内容、経緯、被害状況等を総括管理者及び理事長に速やかに報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、当該事案に関する事項について、本校危機管理対策室で検討を行

うことができるものとする。

- 5 総括保護管理者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第15条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(点検及び見直し)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、総括保護管理者に報告するものとする。

- 2 総括保護管理者は前項の点検による結果等を踏まえ、保有個人情報等の適切な管理のための措置が必要と認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、本校の保有個人情報等の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第5条及び6条関係）

保護管理者	担当する範囲	保護担当者
総務課長	1. 総務課の所掌に関するもの 2. 委員会等のうち総務課が事務を行うもの 3. その他，総務課が所掌することが適当と思 われるもの	総務課課長補佐（総務担 当） 関係する委員会等の長
学生課長	1. 学生課の所掌に関するもの 2. 委員会等のうち学生課が事務を行うもの 3. その他，学生課が所掌することが適当と思 われるもの	学生課課長補佐 関係する委員会等の長
学 科 長	1. 学科の所掌に関するもの 2. その他，学科が所掌することが適当と思わ れるもの	各系長
技 術 長	1. 技術教育支援センターの所掌に関するもの 2. その他，技術教育支援センターが所掌する ことが適当と思われるもの	副技術長

※「委員会等」には，各課が事務を担当するセンター及び室を含む。